

(抄)

防官政第3219号

18.3.30

改正 防官政第7005号

18.7.24

改正 防官政第11601号

18.12.26

改正 防官政第8381号

19.8.30

長官官房長  
各局長  
各防衛参事官  
施設等機関の長  
各幕僚長 殿  
情報本部長  
技術研究本部長  
装備本部長  
防衛施設庁長官

防衛庁長官

防衛省における政策評価に関する基本計画について（通達）

標記について、別添のとおり定めたので、これにより実施されたい。

添付書類：防衛省における政策評価に関する基本計画

## 防衛省における政策評価に関する基本計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条の規定に基づき、政策評価に関する基本方針（平成17年12月16日閣議決定）、政策評価の実施に関するガイドライン（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承）及び防衛省におけるこれまでの政策評価の成果を踏まえ、防衛省における政策評価に関する基本計画（以下「基本計画」という。）を以下のとおり定める。

なお、具体的な評価の実施手順、実施時期等については、「防衛省政策評価実施要領」、各年度毎に別途定める「防衛省における事後評価の実施に関する計画」（以下「実施計画」という。）等によるものとする。

### 1 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とする。

### 2 政策評価の実施に関する方針

#### (1) 政策評価の実施に関する基本的な考え方

防衛省における政策評価は、これを「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（See）」を主要な要素とする政策のマネジメント・サイクルの中に制度化されたシステムとして明確に組み込み、政策の不断の見直しや改善につなげるとともに、国民に対する行政の説明責任の徹底を図ることを目的とする。

また、マネジメント・サイクルを有効に機能させることにより、政策の質の向上と、政策形成能力の向上や職員の意識の向上を進め、国民本位の効率的で質の高い行政の実現を目指すものとする。

#### (2) 政策体系

① 防衛省における政策評価は、防衛省の任務である「政策」と政策目的を達成するための「政策目標」に、次に示す「施策（広義）」、「施策（狭義）」及び「事務事業」により構成され、政策評価の実施は、別紙第1に掲げる政策体系に従い実施するものとする。

##### ア 「施策（広義）」

特定の行政課題に対応するための基本的な方針を目的とする行政活動の大きなまとまり。

##### イ 「施策（狭義）」

上記アの「基本的な方針」に基づく具体的な方針の実現を目的とする行政活動のまとまりであり、「施策（広義）」を実現するための具体的な方策や対策ととらえられるもの。

##### ウ 「事務事業」

上記イの「具体的な方策や対策」を具現化するための個々の行政手段としての事務及び事業であり、行政活動の基礎的な単位となるもの。

② 政策評価と予算・決算の連携強化

政策体系については、政策評価と予算・決算の連携強化に資するものとなるよう努めるものとする。

③ 重要政策に関する評価の体系

施政方針演説等で示された内閣としての重要政策の中で、防衛省が所掌する政策については、それとの関係や目標、方針を記載した政策体系を整備する。

(3) 政策評価の方式

政策評価は、以下の3つの方式を用いるものとし、評価の対象とする政策の特性等に応じて適切な方式で実施するものとする。

① 事業評価方式

事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点で行った評価内容を踏まえ検証する方式

② 実績評価方式

政策を決定した後、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的、継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式

③ 総合評価方式

政策の問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

### 3 政策評価の観点に関する事項

政策評価の実施に当たっては、主として次に掲げる必要性、効率性又は有効性の観点から行うものとし、評価の対象となる政策の特性に応じて、必要であれば、公平性、優先性、その他適切と認める観点を加味して評価を行う。

(1) 必要性

政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか、当該政策を行政が担う必要があるかなどの判断を行う。

(2) 効率性

当該政策の目的、目標に照らして、政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係を明らかにし、どの政策手段による実施が最も望ましいか

などの判断を行う。

(3) 有効性

当該政策の実施により期待される政策効果が実際に得られているか、または得られると見込まれるかなどの判断を行う。

(4) 公平性

行政目的に照らして政策効果や費用の負担が公平に分配されているか、あるいは分配されるものとなっているかなどの判断を行う。

(5) 優先性

前各号の観点からの評価を踏まえて、当該政策を他の政策よりも優先すべきかなどの判断を行う。

#### 4 政策効果の把握に関する事項

政策効果の把握に当たっては適切な手法を用いるものとする、その際、可能な限り具体的な指標・数値による定量的な手法を用いるよう努めるものとするが、これが困難である場合又はこれが政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない場合においては、政策効果を定性的に把握する手法を用いるものとする。この場合、可能な限り、客観的な情報・データや事実に基づくものとする。

#### 5 事前評価の実施に関する事項

事前評価は、事業評価を基本として実施するものとする。

(1) 翌年度から新規に実施しようとする事業について、翌年度以降の防衛省の施策の企画立案の資とするため、事業の必要性、事業の実施により期待される効果等の評価する。

(2) 事前の事業評価については、新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費10億円以上のもの）を特段の事情がない限り対象とする。また、必要に応じて上記以外の事業についても対象とすることができる。

(3) 研究開発の事前評価に当たっては、国の研究開発評価に関する大綱的指針（平成17年3月29日内閣総理大臣決定）及び防衛省研究開発評価指針（平成18年3月28日）を踏まえて行うものとする。

#### 6 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策その他事後評価の実施に関する事項

(1) 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、別紙第2のとおりとする。

(2) 事後評価の具体的な評価対象政策については、毎年度、実施計画において定める。

(3) 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合

評価として実施するものとする。

① 中間段階の事業評価

ア 当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとする事業について、事業の継続、変更等の検討及び翌年度以降の防衛省の施策の企画立案の資とするため、中間の段階で当初期待されていた効果が得られたか等を検証した上評価する。

イ 中間段階の事業評価については、主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究）、その他の事業（総事業費10億円以上のもの）及び事前の事業評価を実施した事業で、事業の開始から概ね10年を経過し、引き続き概算要求するものを特段の事情がない限り対象とする。

また、必要に応じて、上記以外の事業についても対象とすることができる。

ウ 研究開発の中間段階の事業評価に当たっては第5項第3号の規定を準用する。

② 事後の事業評価

ア 実施を完了した事業について、その後の施策の企画立案の資とするため、当初期待されていた効果が得られたか等を評価する。

イ 事後の事業評価については、主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）、研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究）、その他の事業（総事業費10億円以上のもの）及び事前又は中間段階の事業評価を実施した事業を特段の事情がない限り対象とする。

また、必要に応じて、上記以外の事業についても対象とすることができる。

ウ 研究開発の事後の事業評価に当たっては第5項第3号の規定を準用する。

③ 実績評価

実績評価方式による評価が適切と判断されるものについて、計画的に政策評価を実施する。

④ 総合評価

ア 業務遂行のための制度、計画、政策方針等（事業評価の対象となるものを除く。以下「制度等」という。）について、現行の制度等の変更、新たな制度等の制定等の検討の資とするため、制度等の適正性、効果等を評価する。

イ 次に掲げるものについては、別紙第2の計画にかかわらず政策評価を実施する。

- ・ 社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの
- ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施す

ることが要請されるもの

- ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもの
- ・ 従来の方策・施策を見直して、新たな方策展開を図ろうとするもの

## 7 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

- (1) 方策評価の実施に当たり、高度の専門性や実践的な知見が必要な場合や、客観性の確保及び多様な意見の反映が強く求められる場合にあっては、必要に応じて学識経験者、民間等の第三者等の活用を努めるものとする。
- (2) 方策評価の計画の方策など評価活動全般にわたるものについては、学識経験者からなる方策評価に関する会議を活用するものとする。

## 8 方策評価の結果の方策への反映に関する事項

- (1) 方策評価の結果は、予算要求（組織及び定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の方策等の方策立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から防衛省内部部局の各課（これに準ずる組織を含む。以下「方策所管課」という。）に適時に通知する。
- (2) 方策所管課は、方策評価の結果を当該方策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、企画評価課に方策評価の結果を方策へ反映させた都度通知するものとする。その際、企画評価課は、方策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該方策所管課に通知する。

## 9 インターネットの利用その他の方法による方策評価に関する情報の公表に関する事項

企画評価課は、方策評価書及び評価結果の方策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備え付け等を行う。また、部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずるものとする。

## 10 方策評価の実施体制に関する事項

方策評価の客観的かつ厳格な実施を確保するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 防衛省における方策評価は、方策所管課が実施し、企画評価課が総括するものとする。

方策所管課が方策評価を実施するに当たり、当該方策所管課が所管する方策の実施に係る施設等機関、各幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局は、資料の提出等必要な協力

を行うものとする。

- (2) 企画評価課は、職員の政策評価に関する知識の向上及び意識改革の推進に努めるものとし、政策評価書作成のためのマニュアルなどを利用した研修等を実施する。

企画評価課は、政策所管課が政策評価書を作成するに当たり、政策評価手法に関する知見の提供等必要な支援及び助言を行うものとする。

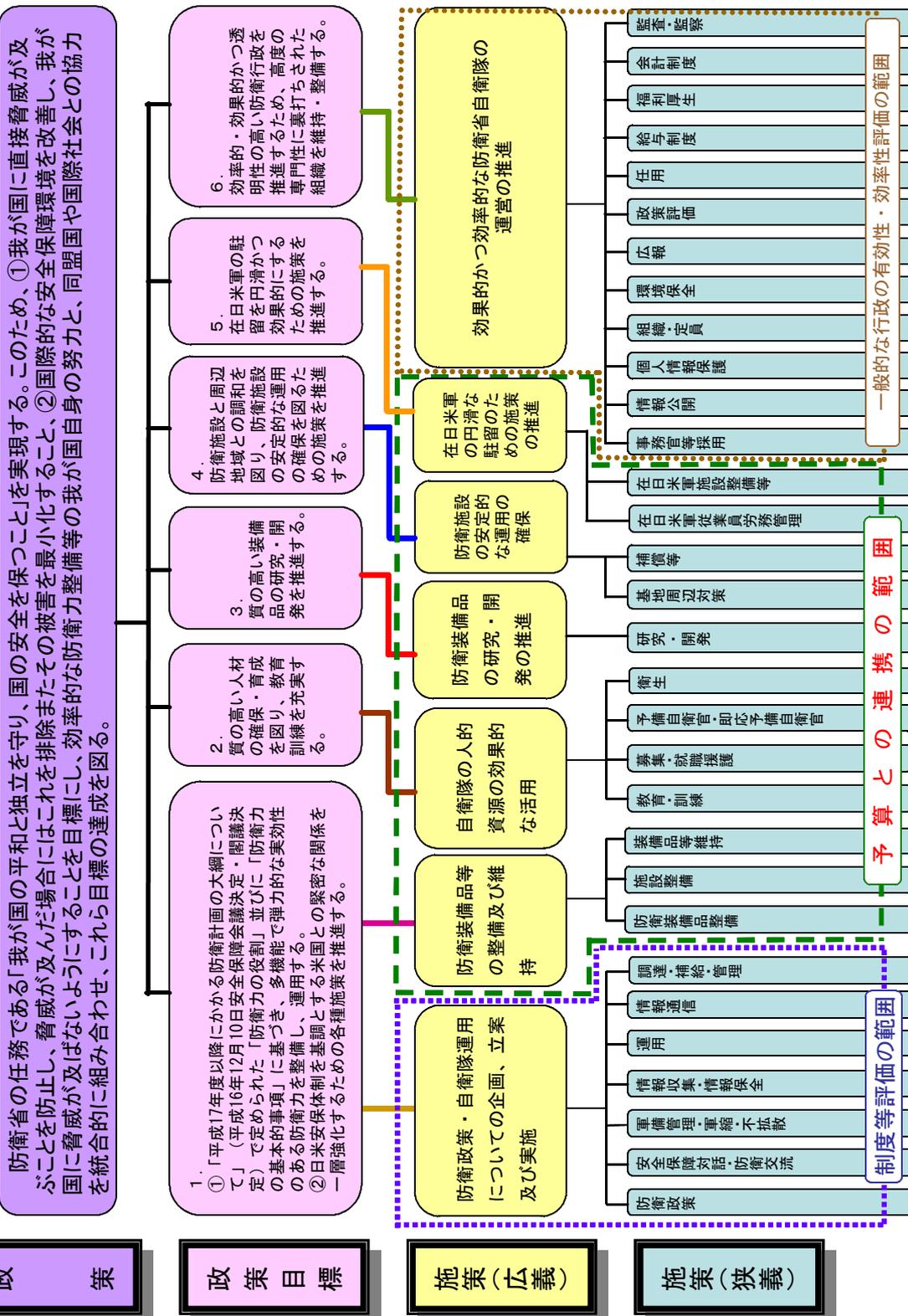
- (3) 企画評価課は、大臣官房秘書課等の協力を得て、政策評価に関する最新の知見や情報を職員に普及する研修を企画・実施する。

## 11 その他政策評価の実施に関し必要な事項

- (1) 企画評価課は、政策評価に関する国民の意見・要望を受け付けるための窓口となり、寄せられた意見・要望をもとに評価手法、評価基準等の高度化を図る。

- (2) 本基本計画については、政策評価の実施状況、政策効果の把握の手法その他政策評価の方法に関する調査、研究及び開発の成果や動向等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとする。

# 防衛省の政策評価における政策体系



※施策につながる事務事業など、具体的に評価を実施する対象は、毎年度、実施計画において定める。

計画期間内において事後評価の対象としようとする政策及びその計画年度

政 策		施 策		計 画 年 度				
No.	名 称	No.	名 称	1 8 年 度	1 9 年 度	2 0 年 度	2 1 年 度	2 2 年 度
1	防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施	1-1	防衛政策		○		○	
		1-2	安全保障対話・防衛交流	○			○	
		1-3	軍備管理・軍縮・不拡散		○			○
		1-4	情報収集・情報保全	○		○		○
		1-5	運用		○		○	
		1-6	情報通信		○		○	
		1-7	調達・補給・管理	○	○	○	○	○
2	防衛装備品等の整備及び維持	2-1	防衛装備品整備	●	●	●	●	●
		2-2	施設整備	●	●	●	●	●
		2-3	装備品等維持			●	●	●
3	自衛隊の人的資源の効率的な活用	3-1	教育・訓練	○		○		○
		3-2	募集・就職援護		○		○	
		3-3	予備自衛官・即応予備自衛官			○		
		3-4	衛生		○		○	
4	防衛装備品の研究・開発の推進	4-1	研究・開発	●	●	●	●	●
5	防衛施設の安定的な運用の確保	5-1	基地周辺対策	○	○	○	○	○
		5-2	補償等			○		○
6	在日米軍の円滑な駐留のための施設の推進	6-1	在日米軍従業員労務管理			○		
		6-2	在日米軍施設整備等	●	●	●	●	●
7	効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進	7-1	事務官等採用				○	
		7-2	情報公開	○				
		7-3	個人情報保護			○		
		7-4	組織・定員				○	
		7-5	環境保全		○			
		7-6	広報		○			○
		7-7	政策評価					○
		7-8	任用		○		○	
		7-9	給与制度					○
		7-10	福利厚生		○		○	
		7-11	会計制度					○
		7-12	監査・監察				○	

※「○」で示す年度に評価を実施。「●」は主として事業評価を実施